

議案第 1 1 号

美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める
条例及び美里町東日本大震災復興特別区域法第 2 8 条第 1 項の規
定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

(美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一
部改正)

第 1 条 美里町同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例
(平成 2 4 年美里町条例第 2 4 号) の一部を次のように改正する。

題名中「 同意企業立地重点促進区域 」を「 工場立地特例対象区域 」に改める。

第 1 条中「 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性
化に関する法律 」を「 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律 」に、「 第 1 0 条第 1 項 」を「 第 9 条第 1 項 」に、「 公表された
準則 」を「 公表された工場立地に関する準則 (平成 1 0 年大蔵省、厚生省、農
林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号) 」に改める。

(美里町東日本大震災復興特別区域法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく準則を
定める条例の一部改正)

第 2 条 美里町東日本大震災復興特別区域法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく準
則を定める条例(平成 2 4 年美里町条例第 2 5 号) の一部を次のように改正す
る。

第 1 条中「 公表された準則 (」を「 公表された工場立地に関する準則 (平成
1 0 年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第 1 号。 」に、
「 同意企業立地重点促進区域 」を「 工場立地特例対象区域 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 2 9 年 8 月 1 8 日提出

美里町長 相 澤 清 一

理 由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法
律の一部を改正する法律(平成 2 9 年法律第 4 7 号) が平成 2 9 年 6 月 2 日に公
布され、同年 7 月 3 1 日から施行された。これにより題名が改正されたほか、同
意企業立地重点促進区域が工場立地特例対象区域に改められたことから、所要
の改正を行うものである。

これが、この議案を提出する理由である。